

令和 5 年 3 月 17 日 臨時教育委員会 会議録	
1 開催日時及び場所	
・ 令和 5 年 3 月 17 日（金） 午後 14 時 32 分 ～ 午後 15 時 34 分	
・ 1703 会議室	
2 出席者	
教育長 堀 貴 雄	事務局職員
委 員 竹 中 裕 紀	副教育長 矢 本 哲 也
委 員 村 上 啓 雄	教育次長 小 野 悟
委 員 市 川 祥 子（オンライン）	義務教育総括監 香 田 静 夫
委 員 打 江 記 代	教育総務課長 関 谷 英 治
	教育総務課教育主管（高） 中 川 敬 三
	教育総務課教育主管（小中） 日 比 光 治
	教育総務課 ICT 教育推進室 加 藤 昌 宏
	教育管理課長 嶋 崎 敏 幸
	教職員課長 中 村 有 希
	教育研修課長 神 出 建太郎
	学校支援課長 下 野 宗 紀
3 教育長職務代理者の指名	
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第十三条 第二項により、教育長が、教育長職務代理者として 竹中 裕紀 教育委員を指名。	
4 議事日程等	
議第 4 号、議第 11 号について、非公開とすることを決定	
5 会議録	
令和 5 年 3 月 6 日開催の定例教育委員会の会議録を承認	
6 審議の概要	
別添のとおり	

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
	議第 1 号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議第 2 号 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令について 議第 8 号 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 議第 9 号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する規則について 議第 12 号 岐阜県教職員保健審査会規則の一部を改正する規則について 議第 13 号 岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する規則について 議第 16 号 岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則について
教育総務課長	議第 1 号「岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」は、令和 5 年度組織改正に伴い所要の改正を行うもの。 主な改正内容としては、5 点ある。 1 点目は、これまで学習指導を中心とした教育施策を「学校支援課」、教員免許や給与を含めた人事施策を「教職員課」がそれぞれ担ってきたが、これらを再編し、校種別に指導と人事の業務を一体化して行う「義務教育課」と「高校教育課」を新設する。 2 点目は、教育総務課の ICT 教育推進室を廃止し、ICT 教育企画係の業務は義務教育課と高校教育課に、情報基盤係は教育財務課に、研修係は教育研修課にそれぞれ移管する。 3 点目は、県立学校の施設整備体制を強化するために、特別支援教育課の環境整備係の分掌の一部を教育財務課に移管する。 4 点目は、建制順の見直し。 5 点目は、附属機関に岐阜県教育職員免許状再授与審査会を追加するなどの改正も併せて行う。同規則の施行日は令和 5 年 4 月 1 日。 議第 2 号「岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令について」は、議第 1 号で説明した組織改正に伴い、これまで教職員課が所管していた事務の一部が高校教育課へ移管される。このため、服務管理者会議の庶務について、「教職員課」を「高校教育課」に改正するもの。同施行日は、令和 5 年 4 月 1 日。 議第 8 号「岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は、令和 5 年度の組織改正に伴い、室長印を管理していた教職員課が廃止されるため、室長印に関する規定を削除するもの。同施行日は、令和 5 年 4 月 1 日。 議第 9 号「岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について」は、令和 5 年度の組織改正で義務教育課と高校教育課が設置されることにより、それらの所属の公文書に記載する所属の略称記号を定めるもの。同施行日は、令和 5 年 4 月 1 日。

	議第 12 号「岐阜県教職員保健審査会規則の一部を改正する規則について」は、同審査会の庶務を組織改編に伴い、関連部分を改正するものである。具体的には、これまで「教職員課福利厚生室」から「教育総務課福利厚生室」に改正するもの。 議第 13 号「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について」は、当規程は、労働安全衛生法に基づき、岐阜県教育委員会の職場における職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めたものだが、令和 5 年 4 月 1 日の教育委員会事務局の組織改編に伴い、関連部分を改正するため、「教職員課福利厚生室」を「教育総務課福利厚生室」等に改正するもの。同施行日は、令和 5 年 4 月 1 日。 議第 16 号「岐阜県地方産業教育審議会規則の一部を改正する規則について」は、今回の改正は、組織改編に伴い、岐阜県地方産業教育審議会の庶務担当課が学校支援課となっているものを、「高校教育課」とするもの。同施行日は、令和 5 年 4 月 1 日。
竹 中 委 員	今回の組織改編の目的は、何か。
教育総務課長	これまで横割にしていたものを、教科指導と人事の一体化に伴い、校種別に新たに課を設けて、一体的に取り組むことで、施策の合理性、決定のスピードを上げていくことを主眼にしている。
竹 中 委 員	承知した。
教 育 長	議第 1 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 2 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 8 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 9 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 12 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 13 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 16 号について、挙手により採決する。

教 育 長	全員賛成により、可決する。
議第 3 号 岐阜県教育委員会の所管に属する職員の任免の手続きに関する規程の一部を改正する訓令について	
教育総務課長	令和 5 年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、現行の再任用制度が廃止になる。定年の段階的な引き上げ期間において、年金受給開始年齢までの継続勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度が創設される。そのため、現在の再任用制度に関する規定を暫定再任用制度に関する規定に改正するもの。「職員を再任用した場合」という表記であったものを「職員を暫定再任用した場合」という表記に改正するなどを行う。同規則の施行日は令和 5 年 4 月 1 日。
竹 中 委 員	「再任用」と「暫定再任用」の違いは何か。
教職員課長	現在、定年退職後、60 歳から 65 歳まで働くことを「再任用」としている。基本的には身分など、「再任用」と「暫定再任用」は同じである。公務員全体が定年延長により 65 歳まで延びる。そうすると、「再任用」はなくなる。今後、定年年齢が順々に伸びていくと、「再任用」の部分が縮小し、なくなっていく。中身これまでと同じだが、名称を「暫定再任用」とした。令和 13 年までその制度が続く。
竹 中 委 員	承知した。
教 育 長	議第 3 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
議第 5 号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について	
議第 6 号 岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について	
議第 7 号 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について	
教育総務課長	令和 4 年 4 月 15 日に公布された博物館法の改正に伴い、関連する教育委員会規則の改正を行うもの。 議第 5 号「博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について」博物館法は、法の制定から 70 年が経過し、近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、登録要件等の見直しがされたもの。「博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則」は、法改正に伴う条ずれの他、法に明記され重複することとなった規定を削除するなど、所要の規定を整理しております。 「岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」この規則は、法改正に伴う条ずれの他、博物館の適正な運営のため、新たに定められた県教育委員会への定期報告の受理や、勧告、命令などの事務について明記するなど、所要の規定を整備している。

	「教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について」この規則は、「岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」の改正に伴う条ずれなど、所要の規定を整理している。 いずれの規則も、法と同じく、令和 5 年 4 月 1 日施行となる。
教 育 長	議第 5 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 6 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 7 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
議第 10 号 教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について	
教育管理課長	「現状」では、今年度最も忙しかった 5 月で見ると、時間外が月 45 時間を超える教員の割合は、未だ 16%という状況にある。 来年度に向けた喫緊の課題としては、「優秀な教職員の確保に向けて、職場環境の改善による教職の魅力回復」が急務であるとともに、「コロナ禍で導入が進んだデジタル技術などを活用した新しい働き方を定着」していく必要がある。 こうした状況を踏まえ、今回のプランでも引き続き、コロナ禍を契機に進めた業務の見直しや効果的取組を継続しながら、デジタル技術や「チーム学校」、部活動改革を重点として、取組を進める。 主な取組について説明する。 「長時間勤務・多忙化解消の関係」では、年休の取得期間の検討や変形労働時間制の導入の是非の検討など、休みやすい環境づくりに向けた取組も進めていく。 また、国の指針において、「持ち帰り仕事」は時間外勤務に含まれないとされているので、「上限方針の目安時間を守るために行う持ち帰り仕事はこの方針の趣旨に反する」旨を明記した。 「デジタル技術の活用」では、令和 3 年度に全ての県立高校に導入したデジタル採点システムを入試の採点業務でも活用するほか、入学者選抜の手続きをオンライン化する WEB 出願を導入する。県立特別支援学校に校務支援システムを導入する。 「チーム学校の推進」では、教員の業務をサポートする「教員業務アシスタント」の配置を継続するほか、その活躍をまとめた事例集も活用する。また、公正な職務の遂行のための研修を任用後速やかに行っていく。 「ハラスメントやメンタル不調」では、ハラスメント防止対策の強化として、全職員を対象に弁護士を講師とするハラスメント防止の動画研修を充実していく。 「働きやすい環境づくり」では、「管理職等のマネジメント力の向上」として、働きやすい職場づくりをテーマとした管理職向け研修を充実していく。 「学校の指導・運営体制の強化・充実」として、新たに校内研修の中核を担う研修主事を各校に設置するほか、若手教員をサポートする体制の充実や若手の手本となるベテラン教員の確保を進めていく。

	「市町村教育委員会の取組に向けた支援・働きかけ」では、来年度の重点として、令和5年度からの休日部活動の段階的な地域移行に向けた支援や働きかけを行うとともに、全ての市町村教育委員会が、教職員の業務量の適切な管理を実施するよう引き続き取り組みを促していく。 「県の財政的支援や県事業による支援」では、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実と、教員の長時間勤務の縮減の両方を実現する部活動改革を進めるため、中学校部活動や新たな地域クラブ活動の在り方を整理した総合的なガイドラインを今年度3月に策定し、このガイドラインに基づき、市町村や競技団体等と連携しながら、休日の中学校部活動の地域クラブ活動等への円滑な移行を支援していく。 また、スクール・サポート・スタッフなどの配置についても、引き続き支援していく。
竹 中 委 員	中身が大変洗練された。過重労働となっていた現場のヒアリングをかなり綿密にされ、あらゆる角度から項目が入り込んでいる。大変結構である。しかし、校長や教頭のマネジメント層がこの細かいところまで配慮が行き届くかどうか。教育委員会で組織的に支援やチェックをしたりしていかないといけない。支援の組織が必要だと考える。
教 育 長	貴重なご意見として承る。
打 江 委 員	今、社員のハラスメント、マネジメントをととても大切にしている。時間外勤務についても厳しくやらなければならない状況である。先生の時間外労働を厳しく管理をしていくことが大事。 「働きやすい職場づくり」とは何かということを、現場の先生に一度考えていただくことが必要。やりがいのある職場についても同様である。
教 育 長	貴重なご意見として承る。
竹 中 委 員	どこの組織でも、働き方改革には一生懸命に取り組んでいるが、経験の長い人たちは、大変な環境の中で改善していくということで、新しい仕組みができれば効率を上げてうまくやろうとなる。しかし、新任は最初から「残業なんかしてはいけない」とされていると、割り切ってしまうこともある。本来、先生が為すべきことはどこまでなのかを明確にしておかなければならない。教育ビジョンや目標など、設定もきちんと教育しながら働き方改革を進めていかないと大変である。
教育管理課長	管理職の意識の部分は、管理職向けの研修の充実を図っていく。若手のサポートという面では、研修主事を中心として現場、管理職のサポートという面でフォローする体制をとっていく。
市 川 委 員	研修主事を各学校に設置とあるが、どういう方が、どのような時間を使ってサポートするのか。
教育研修課長	研修主事は、教諭をもって充てる。管理職は管理職の立場で助言等をしていく。研修主事は、横の関係の中で、先生たちを繋ぎながら、いろんな場面で先生方に力を付けてもらえるように、仕組みをつくる。対話を増やしていくような仕組みも生み出してもらいながら進める。また、各学校で研修主事を通して進める優れたものを横で展開しながら、全県下で校種を越えてすぐれた研修の在り方を共有する。
市 川 委 員	現場の教員は、この「教職員の働き方改革プラン2023年」の具体的な流れや内容を見ることができ、また、現場の先生の意見も反映されるのか。
教育管理課長	「教職員の働き方改革プラン」は毎年度各学校に周知し、最初の職員会議等でも周知を行っている。また、毎年、教育管理課で、各学校を訪問して、教職員から直接話を聞いて、意見を伺い、次のプランに反映している。

市 川 委 員	承知した。
教 育 長	議第 10 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成につき、可決する。
議第 14 号 岐阜県教職員免許法施行規則の一部を改正する規則について 議第 15 号 岐阜県教職員免許状再授与審査会規則の制定について	
教 職 員 課 長	議第 14 号「岐阜県教職員免許法施行規則の一部を改正する規則について」 改正理由は、教育職員免許法施行規則という文部科学省の省令の一部が改正されたことに伴うもの。改正内容は、県規則の条項ずれであり、第 4 号が第 6 号に変わる機械的な改正である。 議第 15 号「岐阜県教職員免許状再授与審査会規則の制定について」は、新たに「岐阜県教育職員免許状再授与審査会規則」を制定するというもの。 令和 3 年に新しく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」ができた。これにより、児童生徒へのわいせつ行為等で懲戒免職を受けた教員が、再び教壇に立つことを難しくするというもの。 これまでは免許が失効しても、申請すれば自動的に免許状が発行され、そのままどこかで教壇に立つことができた。この法律ができたことにより、自動的に発行されず、審査会で審査を行って再授与をするかどうかを決めるという手続きが加わった。 具体的には、特定免許状失効者等に対し、免許状を再び授与する場合、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聞く必要があるため、法律に基づき、都道府県に審査会を置く。今回、その審査会に関する規則を制定する。 これまでは免許状が失効しても、申請すれば自動的に免許状が発行され、そのままどこかで教壇に立つことができた。この法律ができたことにより、自動的に発行されず、審査会で審査を行って再授与をするかどうかを決めるという手続きが加わった。審査会の中身については、法律、省令に基づいて教育委員会規則で定めるというもの。今回の規則の内容は、「所掌事務」「組織」「会議」「委員の服務 秘密の保持」「庶務」である。同規則施行は、令和 5 年 4 月 1 日。
竹 中 委 員	県をまたいでも、特定免許状失効者等を追跡できるのか。
教 職 員 課 長	この法律は本年 4 月からの施行で、1 年がたつ。施行された後に、懲戒免職になったり有罪判決を受けることになったりした方が対象である。その方が 3 年たつと、もう一度免許の申請ができる。その時に審査会を開く。申請が出てき次第、審査会を開く。免許は全国一律なので対象者が失効したかどうかは分かる。
竹 中 委 員	他県で問題を起こした者が、岐阜へ来て免許申請をしようとした場合にも審査されるのか。
教 職 員 課 長	教員免許が失効すると、官報に掲載される。その情報は 30 年間保存するように国がシステムを整備している。官報を検索すると、免許状失効者かどうかは分かる。申請してきた方を確認することになる。
竹 中 委 員	一度わいせつ行為を働いたら、毎年履歴を残すとよいが、難しいのだろう。官報に載るのはよほど悪質な人だけであろうから、再授与をする際に何か慎重なことを

	考えなければならないだろう。
教 育 長	議第 14 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
教 育 長	議第 15 号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により、可決する。
事務局報告（その他）(1)令和 5 年度教育委員行事予定について	
教育総務課長	前回より、特に変更はない。
教 育 長	10 月あたりに周年行事が多くある。教育委員の皆さんにご出席をお願いすることになる。
議第 11 号 教職員の懲戒処分について （非公開案件）	
教職員の懲戒処分について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第 4 号 令和 5 年度定期人事異動について （非公開案件）	
令和 5 年度定期人事異動について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
閉 会	
午後 15 時 34 分、閉会を宣言する。	